

組 合 公 報

平 成 2 6 年 2 月 2 5 日

富 山 市 下 野 9 9 5 番 地 の 3

富 山 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合

電 話 0 7 6 (4 3 1) 8 0 3 1

目 次

公告第10号	平成25年度第1次変更事業計画及び予算について	2
公告第11号	富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について ...	3
公告第12号	平成26年度事業計画及び予算について	7

○ 公告第10号

平成25年度第1次変更事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の平成25年度第1次変更事業計画及び予算については、平成26年2月24日開催の第145回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊*のとおり公告する。

平成26年2月25日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

* 別冊については、本組合事務局において閲覧に供しています。

○ 公告第11号

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正については、平成26年2月24日開催の第145回組合会において原案のとおり議決されたので、別紙のとおり公告する。

平成26年2月25日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和40年6月17日規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第3項を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第18条を次のように改める。

第18条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（抵当権に関する経過措置）
- 2 この規則による改正前の第13条の規定により抵当権を設定した借受人が貸付金の償還を完了したとき、又は登記の抹消の申し出をしたときは、速やかに登記の抹消の手続きをとるものとする。
- 3 前項の手続きに要する費用は、借受人の負担とする。

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正 新旧対照表

(傍線部分は、改正箇所を示す)

現 行	改 正 後	備 考
富山県市町村職員共済組合貸付規則 第1条～第8条 (略) (債権の保全及び貸付保険) 第9条 (略) 2 借受人は、前項に規定する貸付保険の保険料の一部(以下「一部負担金」という。)を負担しなければならない。ただし、高額医療貸付及び出産貸付け並びに第13条の規定により抵当権を設定する貸付けを除くものとする。 3 前項に規定する一部負担金を負担するときは、第7条第1項の規定により計算した利息と併せて納付するものとし、一部負担金に係る負担率及び算出方法は、理事長が別に定める。 第10条～第12条 (略) (抵当権の設定) 第13条 住宅貸付又は災害貸付(家財及び盗難等による損害に係る貸付けを除く。)の借受人は、貸付金の対象となつた不動産(土地及びその定着物をいう。以下同じ。)の購入又は工事が完了したときは、当該不動産について、理事長が別に定めるところにより抵当権を設定しなければならない。 2 前項の規定による手続きに要する費用は、借受人の負担とする。 (抵当権の抹消) 第18条 貸付金の償還が完了したときは、理事長及び借受人であつた者は、速やかに抵当権の登記の抹消の手続きをとるものとする。 2 前項の規定による手続きに要する費用は、借受人であつた者の負担とする。	富山県市町村職員共済組合貸付規則 [最終改正 平成26年 月 日] 第1条～第8条 (略) (債権の保全及び貸付保険) 第9条 (略) (削る) (削る) 第10条～第12条 (略) 第13条 削除 第18条 削除	抵当権の設定及び一部負担金の廃止に係る条文の整備

理 由 書

貸付事業の適正かつ円滑な運営に資するため、市町村連合会福祉事業委員会の答申（平成 25 年度答申第 2 号）を踏まえ、平成 25 年 12 月 16 日付け全共連福第 930 号通知に基づき抵当権の設定の廃止及び一部負担金の廃止に伴う規則の整備が必要となるため、所要の改正を行うもの。

<主な変更点>

1 抵当権設定の廃止

平成 26 年度以降に行う貸付けについては、抵当権の設定を求めないこととする。

平成 25 年度以前に行った貸付けについても抵当権の設定を要しないこととする。

2 一部負担金の廃止

抵当権設定者との公平性を図るために導入されたものであることから、上記 1 に伴い、一部負担金を求めないこととする。

○ 公告第1.2号

平成26年度事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の平成26年度事業計画及び予算については、平成26年2月24日開催の第145回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊*のとおり公告する。

平成26年2月25日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋 正 樹

* 別冊については、本組合事務局において閲覧に供しています。